

枚方市が指定する中間検査の特定工程について

枚方市では、中間検査を行う建築物及び中間検査の特定工程等を次のように定めています。
なお、型式部材等製造者認証建築物及び仮設許可を受けた建築物は除きます。

○中間検査対象建築物

用途	構造	規模
住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿を含む）	全ての構造	延べ面積が50㎡を超えるもの
上記以外	全ての構造	延べ面積が300㎡を超えるもの 地階を除き階数が3以上のもの

※ 確認申請又は計画通知に係る部分の用途・規模による。

※ 増改築で Exp. j 等で独立した部分については、当該部分の用途・規模による。

※ 上表の中間検査対象建築物以外に、階数が3以上である共同住宅は建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により中間検査の対象です。

○基礎工事に関する特定工程及び特定工程後の工程

構造	規模	特定工程	特定工程後の工程
木造	延べ面積が300㎡を超えるもの 階数が3以上のもの 高さ16mを超えるもの	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事
上記以外	延べ面積が200㎡を超えるもの 階数が2以上のもの		

○建方工事に関する特定工程及び特定工程後の工程

構造		規模	特定工程	特定工程後の工程
木造		中間検査 対象 建築物 全て	屋根の小屋組の工事及び構造耐力 上主要な軸組の工事 （枠組壁工法の場合は、耐力壁の設 置工事）	壁の外装工事又は内装工事
S 造	平家		建方工事	壁の外装工事又は内装工事
	その他		2 階の床版の取付け工事	
RC 造 又は SRC 造	平家		屋根版の配筋工事	屋根版のコンクリート打込み工事
	その他		2 階の床及びこれを支持するはり の配筋工事 （当該工事を現場で施工しない場 合は、2 階のはり及び床版の取付け 工事）	2 階の床及びこれを支持するはりの コンクリート打込み工事 （当該工事を現場で施工しない場合 は、2 階の柱又は壁の取付け工事）
その他の構造			屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
併用構造			構造の区分に応じた特定工程のう ち、最も早期に施工する工事 （主要構造部の一部を木造とした 場合は、最も遅く施工する工事）	特定工程の区分に応じた特定工程後 の工程の工事

※ 上表の特定工程の欄に定める工事により中間検査を実施できないやむを得ない理由がある場合は、当該工事に準じた工事を特定工程とする。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の工程（以下「特定工程」という。）及び同条第6項に規定する特定工程後の工程（特定行政庁が同条第1項第2号の指定と併せて指定するものに限る。以下同じ。）を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示する。

なお、この公示は、令和7年4月1日から実施され、平成20年枚方市告示第381号は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年2月28日

枚方市長 伏 見 隆

1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の構造又はこれらの構造を併用する構造（以下「併用構造」という。）の建築物で、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知（新築、増築又は改築に係るものに限る。以下「申請等」という。）に係る部分（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法による場合にあつては、当該増築又は改築に係る独立部分）が次のいずれかに該当するもの。

- (1) 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

2 指定する特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を行う建築物（2以上の建築物が該当する場合にあつては、建築物ごと）の特定工程及び特定工程後の工程は、次の各号の表に掲げる構造の区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。ただし、建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合にあつては、最も早期に施工する工区（釜場等で当該工区以外の工区の規模に比べて著しく小さい工区を除く。）の工事を特定工程とする。

- (1) 基礎工事 法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（木造の建築物のうち建築物の高さが16m以下、階数が2以下かつ延べ面積が300平方メートル以下のものは除く。）については次の表のとおりとする。

項	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	全ての構造	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事

- (2) 建方工事 次の表のとおりとする。ただし、同表特定工程の欄に定める工事により中間検査を実施できないやむを得ない理由がある場合にあっては、当該工事に準じた工事とすることができる。

項	構造		特定工程	特定工程後の工程
1	木造		屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（桝組壁工法の場合にあっては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	平家建ての場合	建方工事	壁の外装工事又は内装工事
		その他の場合	2階の床版の取付け工事	
3	鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造	平家建ての場合	屋根版の配筋工事	屋根版のコンクリート打込み工事
		その他の場合	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該工事を現場で施工しない場合にあっては、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で施工しない場合にあっては、2階の柱又は壁の取付け工事）
4	その他の構造		屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
5	併用構造		1の項から前項までの構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合にあっては、最も遅く施工する工事）	特定工程の区分に応じた特定工程後の工程の工事

3 適用除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等の製造者が製造又は新築する当該認証に係る型式部材等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分に限る。）を使用した建築物
- (2) 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物

4 適用

この告示は、令和7年4月1日以後に申請等がされた建築物について適用し、同日前に申請等がされた建築物については、なお従前の例による。